別表第四中欧州宇宙飛しょう体打ち上げロケット開発建造機関の項を次のように改める。

欧州宇宙飛しょう体打上げロケット開発建造機関	一　欧州宇宙飛しょう体打上げロケット開発建造機関
	二　EUROPEAN SPACE VEHICLE LAUNCHER DEVELOPMENT ORGANISATION
	三　ORGANISATION EUROPEENNE POUR LA MISE AU POINT DE LA CONSTRUCTION DE LANCEURS D'ENGINS SPATIAUX
	四　C.E.C.L.E.S.
	五　E.L.D.O.
	六　 黒

附　則

この省令は、平成二十九年五月十日から施行する。